

平成30年宇治田原町議会運営委員会

平成30年2月26日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成30年第1回(3月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨推薦同意に係る所信聴取について
- ⑩議事日程(第1号)について
- ⑪陳情書について
- ⑫行政諸報告について
- ⑬その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求める

ものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

昨日で平昌オリンピックも閉幕をいたしました。日本勢も思わぬというたら怒られるかもしれませんが、活躍をしてくれまして、13個のメダルということでありまして、いろんなドラマがあったなというふうに思います。非常に明るいニュースかというふうに思います。

きょうは議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、平成30年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付をいたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

2月も終わりに近づきまして、寒さも幾分か和らいだ感じもしております。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。日ごろから町行政の推進に何かとご理解、ご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、松本委員長、谷口副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

来月2日に開会していただきます平成30年第1回3月定例会におきましては、予算関係が12件、うち当初予算6件、補正予算6件、条例関係が15件のうち、制定2件、改正13件をお願いするものでございます。一般議案として指定管理者の指定など11件、人事関係として人権擁護委員候補者の推薦が1件、計39議案、報告として交通事故に関する和解及び損害賠償の額の専決処分1件をお願いするところでございます。後ほど、議案等の概要を説明させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、会議に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日よりよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1でございます。平成30年第1回3月でございますが、定例会についてを議題といたします。

まず、署名議員についてでございます。事務局からお願いします。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今議会につきましては、1番、谷口重和副議長、そして10番、今西久美子議員にお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（松本健治） 今出ましたように、1番、谷口重和副議長、それから10番、今西久美子議員ということでございます。よろしくお願をします。

会期の関係でございます。

日程は、各委員の席に配付をさせていただいております。

会期につきましては、3月5日から3月29日までの25日間にいたします。

次に、諸報告でございます。議員派遣の件について、報告1件、市町村のトップセミナーでございますが、お手元に配付のとおりでございます。陳情書につきましては、京都府の保険医協会からの件、それからもう一件、もう一つの陳情書につきましては、移植ツーリズムを考える会ということで、ちょっと文言の書き方というのは意見書の要請というふうになっておりますけれども、この内容でございます。お手元に配付してございます。この内容につきましては、後ほど取り扱いについて協議をいただきたいと思っております。

次に、再開日でございますが、8日木曜日午前10時から一般質問の1日目でございます。次に、9日金曜日午前10時から一般質問の2日目、予備日ということでとっております。16日につきましては、金曜日午前10時から補正予算関係のみ表決をさせていただきたいと思っております。それから、29日木曜日午前10時から閉会の予定でございます。

次に、常任委員会の日程でございます。

13日火曜日でございますが、午前10時から総務建設常任委員会でございます。

そして、15日木曜日10時から文教厚生常任委員会でございます。

次に、予算特別委員会の日程でございますが、12日につきましては月曜日でございます。10時から正副委員長を選任するということと、それから補正予算についてでございます。

それから、19日は月曜日午前10時から総務部関係、それから健康福祉部関係でございます。

22日は木曜日10時から建設事業部、それから教育委員会の関係でございます。

23日金曜日は午前10時から現地審査の予定でございます。

26日につきましては、月曜日午前10時から総括をさせていただくということで

ございます。

この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい、ありがとうございます。

それでは、異議ないということで、この予定でいきたいというふうに思います。

そして、特別委員会の日程でございますが、12日月曜日に新名神高速道路建設に関する特別委員会でございます。予算特別委員会終了後を追加日程しております。そして、当局より事業の進捗状況の報告となります。

これにつきましても、この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい、それでは、よろしく願いをいたします。

以上、この日程で決定をいたします。

次に、提出議案について当局より議案説明をお願いしたいと思います。それでは、副町長より、よろしく願いをいたします。

○副町長(田中雅和) それでは、私のほうから提出議案の説明をさせていただきたいと思います。お手元に資料等をお配りさせていただいておりますので、順次説明させていただきたいと思います。

一番上に施政方針と記載させてもらっておりますけれども、これにつきましては、開会日、町長のほうから申し上げますので、これにつきましては飛ばさせていただきます。次に議案順番に進めさせていただきます。

まず、議案第1号でございます。

議案第1号につきましては、第1条に書いておりますように、6,770万5,000円を追加いたしまして、48億3,822万7,000円とさせていただきたいところでございます。

1枚めくっていただきまして、第1表に歳入と書かせていただいております。それから3ページ目のほうに歳出を書かさせていただいております。概要につきましては、後ほど説明させていただきます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、5ページですけれども、繰越明許費を上げさせていただいております。これにつきましても、後ほど横表のほうで説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、6ページでございますけれども、これ

につきましては、地方債の補正の変更ということでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

その次に主要事項調書という縦書きの調書と、それからその次に、横表ということで上げておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

横表について見ていただけますでしょうか。

まず歳入のほうからですけれども、これにつきましても、主なものを上げさせてもらっておりますけれども、大半が決算の見込みだとか、確定した金額とかを上げさせていたいただいているところでございます。

概要につきましては、申しわけないですけれども、6ページのほうを開けて歳出のほうについて説明させていただきたいと思っております。

6ページについてですけれども、ここから歳出につきましても主なものを上げさせてもらっております。歳出につきましても、確定した、あるいは見込みの金額等を書かさせてもらっております。

その中で、主なもので8ページをお開き願えますでしょうか。

8ページの25番目でございます。25番目、産業観光課としておりますけれども、大福茶園再造成事業につきまして、これにつきましては、関係者の方々との協議する中で調整の整っていない部分がございますので、29年度につきましては、全額5,250万円の皆減ということでさせていただいております。これにつきましては、本年度府営事業で茶園の造成していく予定であったところですが、全体事業で3億円のうち、町の負担分2.5%、それから受益者分15%、この分についてですけれども、これが3億円の17.5%に当たる5,250万円につきましての皆減ということで減額補正ということでお願いします。

それから、26番目ですけれども、26番につきまして、主要事項調書のほうをあわせて見ていただけますでしょうか。

主要事項調書、1枚めくっていただきまして、上のほうに地籍調査というふうにかかせてもらっております。

今現在、当初予算で110万お願いしたところでございますけれども、補正額、これにつきましては、国のほうから補正額の内示をいただきましたので、これにつきまして補正額を計上させていただいているところでございます。

2,800万円の補正額ということで、何をするかについてですけれども、下に丸をつけさせてもらっておりますけれども、左の丸は、主に南区における山手線周辺の地籍

調査をやっていくところでございます。それから、右のほうのちょっと上になりますけれども、この丸は、立川あるいは岩山を中心とした、地籍調査をやっているところでございます。この金額の補正予算におきまして南のほうにつきましては約400万円で3年目の仕上げということで、最後の成果品の閲覧等を行う事業を行っていきたいというふうに思っております。それから、上のほうの丸につきましては、これにつきましては、境界の立ち会いというところをお願いしたいということで2,400万、あわせて、もう少し立川、岩山以外のほうにおきましても少し範囲を広げようということで、この丸の中に入るわけですが、荒木、立川、岩山のほうの一部を1年目ということで所有者の調査をやっていきたく、こんなふうに思っているところでございます。これにつきましては組んでいますけれども、補正、繰り越しということにはなると思います。

それから、横長に戻っていただきまして、28番目の新市街地連絡道路整備事業費、これにつきましては1億円でございますけれども、これにつきましても主要事項調書の先ほどの2ページのほうをお願いできますでしょうか。

主要事項調書、お尻のページになりますけれども、これにつきましては、補正額、一番上のほうの真ん中に書いておりますけれども、1億円ございます。

これにつきましては、国のほうの単費のほうで確保もしていたわけですが、国のほうから工事につきまして用地買収も進んでいるということで、工事につきまして補正をとということで公金、下の枠に書いておりますけれども、道路工事を500mやるということによりまして、国庫の交付金5,500万円、55%の交付金が来るとということで、残りにつきましては町債ということで起債をしていきたく、こんなふうに思っておるところでございます。そういったことで、道路の進捗を図っていきたくということでございます。

なお、下のほう、参考の下に書いておりますけれども、30年度の当初予算につきましては1億100万円を出させてもらって、一気にこの道路事業を進めていきたくというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

それから、横表に戻っていただきまして、お尻のなんですけれども、10ページをお願いできますでしょうか。

10ページにおきましては、先ほども触れましたけれども、明許繰り越しをお願いした分の概要説明をさせていただきます。

1番目につきましては、先ほど申しました補正の分がきましたので、これにつきましては繰り越しをお願いしたいと。

それから、2番目の分ですけれども、これにつきましては山手線、いわゆる緑苑坂から北のほうの宇治田原山手線の整備事業費なんですけれども、この8,206万円につきましては、繰り越しをさせていただきまして、30年度の予算と合わせましネクスのほうに工事委託しておりますので、その30年度分として協定の中に入れさせていただきたい、こんなふうにいるところでございます。

3番目の新市街地連絡道路整備事業につきましては、これにつきましても、先ほど言いました国のほうから補正がきましたので、その分と、それから当初予算をお願いしていた分の用地等がございますので、その進捗等の状況から来年度の繰り越しということとでよろしくお願い申し上げます。

それから、その次の4番目につきましては、橋梁の長寿命化の事業でございますけれども、この役場の周辺の荒木橋のところなんですけれども、これの修繕工事等の進捗の補正で115万5,000円の繰り越しをお願いしたいということとでございます。

それから最後の5番目の林業のこの災害復旧につきましては、12月議会でご承認いただいた分でございますけれども、着工については少しおくれておりますので、来年度繰り越しということとでよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

それでは次に、第2号に移らせていただきます。議案第2号、国民健康保険特別会計でございます。

第1条に書いておりますように、4,847万6,000円を減額いたしまして、13億2,878万4,000円とさせていただきたいと、このように思います。

それでは、概要について説明をさせていただきたいとします。

横表を見ていただけますでしょうか。

横表につきまして主なものを上げさせていただいております。大半が金額の確定というようなことで収入も上げさせてもらっているところとございますけれども、6番目について見ていただけますでしょうか。

繰入金でございます。基金の繰入金ということで、国保の運営基金でございますけれども、ここに1,000万基金でございますので、この基金につきましては、特別会計に入れさせていただきまして、現在、国保につきましては累積赤字がございます。約2,300万円の累積赤字等が28年度末でありましたけれども、今年度の医療費の保



険の支払い等を見ておきますと、29年度末におきましてはおおむね赤字は解消されるのではないかというふうに思っております。それにつきましては、この基金の1,000万円と当初予算のほうでお願いしておりました国保会計への繰り入れということで2,000万円の繰り入れをすることによりまして、29年末の赤字が解消されるというふうに考えているところでございます。よって、30年度からの繰り上げ充用は、今のところ、見込みなしということではいけないというふうに考えているところでございます。

2ページ目につきましては、歳出の主なものを書いておりますけれども、おおむね精査した分、あるいは確定した分ということでよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第3号のほうをよろしく申し上げます。後期高齢者医療特別会計でございます。

第1条、688万円を追加いたしまして1億837万1,000円とさせていただきますのでございます。

内容につきまして主なものを説明させていただきますと、横表をその次につけておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これにつきましても、見込み額を精査したということで収入を確定し、そして歳出につきましても、見込み額の確定というふうなことでそうさせていただいているところでございます。

以上でございます。

それでは次に、第4号、介護保険特別会計でございます。

第1条、3,857万4,000円を追加いたしまして、7億8,421万円ということでさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、横表についてで説明させていただきますけれども、歳入等、主なものを書かさせてもらっておりますけれども、これにつきましても、精査した見込み額につきまして提示をさせていただいております。歳出につきましても同様でございますということではよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第5号に移らせていただきます。公共下水道特別会計でございます。

第1条、5,646万2,000円を減額いたしまして、6億2,042万6,000円とさせていただいたところでございます。

説明につきましては、横表で主なものを説明させていただきます。

これにつきましても、事業費等確定見込みということで歳入歳出も上げさせていただ

いておるところでございます。

特に2ページ、1枚めくっていただきまして歳出のほうでございますけれども、具体的に書かせてもらっておりますけれども、管渠等の整備につきましての鉄管の整備、減ということ、あるいは浄化槽の設置につきましても皆減ということで、この年度につきましても浄化槽の設置が進まなかったというようなこともございます。

3ページをお願いできますでしょうか。3ページにつきましては、繰り越しということで公共下水道計画の認可変更の業務がおくれるということで繰り越しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、少し申しおくれましたけれども、先ほど議案書の中で、すみません、債務の補正ということで、先ほどの議案書の中の3ページのほうに起債の変更ということを上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、次に移らせていただきます。次に、議案第6号でございます。水道会計の補正予算でございます。

金額のほうを述べさせていただきますけれども、収益的収入及び支出と、それから資本的収入及び支出が両方あります。

まず最初に、収益的収入のほうからですけれども、収入につきましては、396万8,000円の増ということで3億2,188万3,000円ということでお願いします。それから、収益的支出のほうにつきましては、218万2,000円の減額で2億8,253万7,000円ということでお願いします。

それから、資本的収入につきましては、その下のほうに書いておりますけれども、1,834万9,000円の減額で、7,863万2,000円ということでございます。資本的支出につきましては、1枚めくっていただきまして、923万4,000円の減で2億5,293万ということにさせていただきたいと思っております。

それから、横表についてを見ていただけますでしょうか。主なものを上げさせてもらっております。収益的収入、資本的収入、これにつきましても補助金等あるいは事業費等の確定に伴いましての説明資料とさせていただいているところがございます。

それで、3ページをお願いできますでしょうか。3ページにつきましては、繰り越し事業について記載させていただいております。

一番上のほうは禅定寺加圧ポンプ場工事等のおくれと、あるいは計画等のおくれということで繰り越しをよろしく願いを申し上げます。

以上が補正予算の6議案でございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして、一般会計も説明させていただきます。

一般会計、黄色い少し厚めの冊子でございますけれども、まず1枚めくっていただけますでしょうか。

第1条に書いております。平成30年の歳入歳出につきましては53億3,800万円とさせていただいているところでございます。1枚めくっていただきますと、第1表で歳入歳出予算の一覧を上げさせてもらっております。それから、3ページの下のほうから歳出につきましても、一覧を上げさせてもらっております。概要につきましては、後ほど説明させていただきます。

それから、もう少しめくっていただきますが、6ページをお願いできますでしょうか。6ページに第2表ということで債務負担行為という分で3項目、新庁舎の什器整備、こういった計画を策定するのに300万円ほか3件の債務負担行為と、それから地方債につきましてもの限度額の設定につきまして上げさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、概要のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

その次に縦長で当初予算の概要ということで一覧を上げさせてもらっております。それから、その次、一枚物ですけれども上げさせてもらっております。これにつきましては、消費税の交付金につきまして、どのようなものに使っていくということで消費税の歳入のほうで交付金につきましては7,317万1,000円ありますけれども、歳出につきましては、それ以上の金額ということで社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費ということで2億2,300万1,000円を上げさせてもらっているところでございます。

それから、その次に、また縦長のほうで重点事項調査一覧というのをつけさせてもらっております。またごらん申し上げます。

それでは次に、予算編成概要ということで、黄色い冊子のほうあると思っております。ちょっと薄い目のほうの黄色でございますけれども、これに基づきまして説明をさせていただきます。また、順次資料につきましては言います。

まず、1枚めくっていただきますと、1ページ目ですけれども、平成30年度一般会計予算のあらましということですので。

まず概要ですけれども、1番、予算編成の基本ということで読み上げさせていただきます。本町の財政状況は、歳入における町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことが困難な状況にある中、歳出は社会保障費等の義務的経費の増加が継続する

ものと推測される。

さらには、今後の大型投資的事業の進捗に伴い、財政調整基金をはじめとする積立金は減少するとともに、公債費が大きく増加に転じ、中長期的には本町財政は厳しい状況が続く見通しとなっている。

こうした状況下ではあるが、平成30年度は「第5次まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設など、将来の活力あるまちづくりの根幹をなす事業を具体的かつ積極的に推進するとともに、あわせて人口減少の克服と地域創生の着実な推進を図るため、「未来へはばたく宇治田原創造予算」として過去最大規模の予算を計上したということでございます。

金額につきましては2番目、予算規模ということで、先ほども触れましたけれども、53億3,800万円ということで、前年度比15.2%の増になっております。この次の2番目に多かったのは、その黒い枠といいますか、書いております平成7年度が一番過去最大だったということでございます。それを上回る金額を30年度は計上させていただいているところでございます。

それでは順次進めさせていただきますけれども、3番目、予算の概要ということで、まず歳入の1、町税でございますけれども、これにつきましては0.9%の減ということで15億6,830万円をお願いするところでございます。

内容につきましては個人住民税の減とかございます。特に大きく減っておりますのは、町たばこ税でございますけれども、町のたばこにつきましては、おおむね最近減っております。29年度におきましても、いわゆる予算割れというようなことでございます。そういった大幅に減っているということで15.9%に減らさせてもらっております。

また、法人税のほうの関係ですけれども、これにつきましては、町内企業さんのほうに聞き取りをさせていただく中で計上させていただいているところでございますけれども、町内の法人さんにおきましては、利益等は計上されているところでございますけれども、いわゆる設備投資のほうにされております。そんな関係で利益が減になる見込みということとあわせまして、設備投資されますので償却資産の増ということで、若干の固定資産税のほうを増という、こんな状況になっている町税の概要でございます。

その下の丸です。地方交付税につきましては、これは総務省の地方財政計画等に基づき計上させていただいているところでございまして、6.3%の増で9億2,500万円でございます。

めくっていただきまして、4ページ目、上からですけれども、公債費、いわゆる起債、借金の返済及び利子等につきます金額でございますけれども、来年度は1.8%増の4億297万円ということでございます。

②投資的経費の推移でございます。これにつきましては、大幅に下の四角で書いておりますように新庁舎建設事業あるいは新市街地都市公園整備事業あるいは山手線整備事業あるいは新市街地連絡道路整備事業、お茶の京都交流拠点整備推進事業、情報伝達システム整備事業、こういったものによりまして、前年度よりも91.6%、倍近い金額になりますけれども、13億3,289万円をお願いするところでございます。

③番目、その他の経費ということでございますけれども、これにつきましては、枠に書いておりますような事業によりまして1.8%増、7億1,582万円ということでございます。

補助費につきましては、枠に書いているようなことで7億3,592万円ということ です。2.5%の増となっております。

繰出金でございますけれども、これにつきましては国保等会計が今年度減というようなこともございます。そういった中で、5億1,561万円ということで前年度より1.7%の減とさせていただいております。

4番目、財政改革の取り組みということで、これにつきましては、少し読ませていただきますけれども、持続可能な行財政基盤を構築するため、職員一人一人が一丸となって、事業のスクラップ・アンド・ビルド、前例踏襲からの脱却等により財政改革を推進して、歳出削減を図る中で、重点施策を推進する事業に必要な財源を捻出するという ことで、削減総額につきましては4億5,800万円ということでございます。項目書いて おりますように、事業の終了等、あるいは経費の削減、こういった事業を見直しなり 等をする結果でございます。

参考のほうでございますけれども、地方債の残高、どういうふうに変異するかという ことでございます。

まず、地方債の残高につきましては49億9,017万3,000円、うち臨財債が あり、実質残高につきましては25億7,999万円ということで前年度に比べますと、 右にも書いておりますが、差し引きしますと3億2,342万円の減というふうになり ます。

それから、基金の残高でございますけれども、これにつきましてはここに書いており ますように、平成30年度につきましては14億1,210万円の見込みということで

ございます。うち財政調整基金につきましては5億4,542万円ということで、前年度に比べますと、基金総額につきましては7億8,373万円の減でありますし、財政調整基金につきましては2億8,890万円の減と、こういうふうになっているところでございます。

5番目、財政改革で捻出した財源を重点施策推進事業に配分ということで、第5次まちづくり総合計画の推進のための重点施策ということで69事業にということで29億3,395万円を充てております。次のページのほうに一覧表を書かさせてもらっております。

6ページの上のほうに一覧表ということで、健やかに安心して暮らせるまち、こういったこと、あるいは便利で快適に過ごせるまち、こういったことで諸事業を進めることによって先ほどの金額29億になるということになっています。

その次、6ページの一番下を書いておりますけれども、ここから全般的に説明させていただきますけれども、一般会計予算53億3,800万円の主なものについて説明を順次させていただきます。

7ページに移っていただきまして、町政推進における「最重要の三本柱」ということで、宇治田原山手線のみちづくりをまず最初に上げさせていただいております。まちづくり一丁目一番地の施策ということで、まず一番上に宇治田原山手線整備事業ということで、これにつきましては、主要事項調書、この縦長のほうの調書を見ていただけますでしょうか。

まず43ページでございます。43ページに上げさせていただいております1億6,901万2,000円ということで、これは緑苑坂から北のほうですね。307号から北のほうの工事ということで用地買収が完了いたしましたので、工事につきましてネクスコのほうに委託している分ということで、下のほうに書いておりますけれども、29年度から31年度、3カ年とありまして、ネクスコのほうにお願いしている分でございます。延長1.2kmでございます、この中の下のほうの真ん中30年度と書かせてもらっております。2億4,698万7,511円ということで、これが協定の額でございます。これをこの金額1億6,901万2,000円と合わせまして、先ほど説明しました繰り越しというほうで説明させていただきますけれども、繰り越し分を合わせまして協定で委託して工事を進めていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。ちなみに、ここに書いてはおりませんが、全体の工事費でございます。少し申しわけないです。口頭で申しわけないんですが、言わせていただきます

けれども、工事の全体は16億3,280万円でございます。そのうち町とネクスコ、それぞれ町のほうが41%、ネクスコが59%工事の負担をするということにしておりますので、このうちの町の負担41%がこの6億6,943万5,468円になったということでございます。

次に、予算概要のほうへ戻っていただけますでしょうか。

その次に、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金ということで、これも金曜日、会議お世話になった分でございますけれども、42ページをお願いできますでしょうか。

予算額のところでございます。これにつきましては60万円を計上させていただいておりますけれども、これは京都府のほうでお世話になっている分、これのいわゆる南バイパスから新市街地まで現在着工済みでございますし、それから新市街地の新庁舎のところから工業団地のほうまで307号がつながるこの分がまだ今後の着工ですけれども、この分を促進していこうということで、一定そういったことで活動の経費ということで60万円を上げさせていただいているところでございます。その事業をするのということでございます。現在、府のほうでは第1期というようなことで、平成29年から33年の予定ということで、一日も早い着工をお願いしているところでございます。ちなみに府のほうでお願いする分につきましては、幅員は16mのうち事業としては10.5、延長は880mということで進めていただいているところでございます。

それからまた、概要のほうに戻っていただきまして3つ目、新市街地連絡道路整備事業ということで、これは38ページをお願いできますでしょうか。

新市街地連絡道路整備事業ということで、これにつきましては1億100万円でございます。これは先ほどもちょっと触れましたけれども、道路の事業の南北線、贄田立川線、郷之口鷲峰山線ということで3つ路線上げさせてもらっておりますけれども、このうち南北線につきましては、先ほど言いましたように補正で1億円をお願いした分でございます。交付金が来ましたので、国の内示がありましたので、それと合わせまして1億円。それとは別にまた南北につきましては、この道路工事につきましては470を上げておりますけれども、これにつきましては、新庁舎の調整池等の配水管つけの工事ということでございます。それから、贄田立川線の用地、それから立川車道工事、それから郷之口鷲峰山線につきましては、これにつきましては先ほどの庁舎からの配水管等の工事とあわせてというようなことでやっていきたい、事業費は記載のとおりでございます。

それからまた戻っていただきまして、概要のほうですけれども、7ページの概要の右

のほう新庁舎の建設事業の推進ということで、これは拠点づくりでございます。これにつきましては、主要事項調書の41ページをお願いできますでしょうか。

主要事項調書の41のほうに書いておりますように新庁舎建設事業費4億327万5,000円ということでお願いを申し上げます。

この中身につきましては、内容のところ、下2つが主なものでございますけれども、建設用地の買収費用ということでお願いしたい分と、それから造成事業ということで周りの擁壁等、そういったものをしていきたいと、こんなふうに思っております。これにつきましては、その下に書いておりますように32年度竣工、完成という予定で、今後進めてまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。

それからその下、もう一つ、概要のほうに書いておりますけれども、戻っていただきまして、44ページをお願いできますでしょうか。

44ページの新市街地都市公園ということで、新庁舎の横に都市公園をつくろうと、都市計画決定も進めさせていただいたところでございますけれども、2億6,634万3,000円をお願いするところでございます。

内容についてでございますけれども、これにつきましては、内容のまず下のほうからですけれども、設計もありますけれども、用地買収をしていきたいと。この用地買収ですけれども、30年のほうには書いておりますけれども、一部なんでございます。具体的な一部といいますのは、調整池のできる東側のほうになりますけれども、その部分の調整池部分周辺の用地取得をお願いするのにあわせて、その下のスケジュールのところにも書いておりますように30年につきましては、調整池の整備をやっていきたい、こんなふうに思っております。その費用が2億6,634万3,000円ということでよろしくをお願いを申し上げます。

それからまた概要のほうへ戻っていただきます。7ページでございます。

7ページのほうの下に人口減少対策と移住定住対策の推進ということでございます。

移住定住につきまして下のほうの表のほうに移りますけれども、移住定住推進・加速化事業ということで順次説明させていただきますけれども、事業名のところへいかせていただきますけれども、この表の事業名、一番上「ハートのまち」PR事業ということでございます。これは主要事項調書の7ページをお願いできますでしょうか。

7ページのほうに移ります。「ハートのまち」PR事業と今回上げさせていただいております。250万円でございます。これにつきましては、拡充という位置づけをさせていただいておりますけれども、一番上のほうの表の中ですけれども、表の上に「ちか



いっ」というような、これは29年につくりましたんで、こういった中身のPR事業をやっていききたいということで、一番上がハートのまちの商品開発ということで内容のところに書いておりますけれども、いわゆる関連するPRの商品とか、あるいは設備と、こういったことに対する補助金ということで補助金の創設をしていききたいというふうに思っております。

具体的な事業費は100万円を上げさせてもらっておりますけれども、今のところ、まだ検討中でございますけれども、2分の1補助、上限10万円というのを一つの案として今練っているところでございます。近く固めていききたいというふうに思っております。

その次、②ですけれども、これも新規ということで、ハッシュタグフレームをつくっていききたい。これはテーブル等の上に置いていただく、そういったメッセージのものでございますけれども、そういったハッシュタグフレームをつくっていききたい、あるいは③番目につきましては、サインボードということでバックパネルを製作していききたい。これは移動式のもので10基ほどつくっていききたいと、こんなふうに考えているところでございます。

また戻っていただきまして、7ページの概要の2番目、移住定住プロモーション事業。これにつきましては主要事項調書の8ページを見ていただきますと、移住定住プロモーション事業650万円を上げさせてもらっております。これにつきましては新規事業ということで、黒い四角に書かせてもらっていますけれども、これは宇治田原町移住定住のウェブを製作する。ウェブ製作と申しますのは、現在、町のほうにホームページございますけれども、いわゆる移住定住に限定したホームページをつくっていくというようなことをやっていききたいと、このように思っているところでございます。

黒ポツの2つ目がブランディングの推進ということでグラフィックやあるいはキャッチコピーとか、ロゴマークもつくっていききたい、そういったことによりまして広報発信をどんどんやっていききたいというふうにも思っているところでございます。

戻っていただきまして、7ページの3番目、空家等総合対策事業費でございます。これは主要事項調書の11ページをお願いできますでしょうか。

主要事項調書11ページに空家等総合対策事業ということで1,305万8,000円を上げさせてもらっております。これは拡充ということでございます。

一番上の宇治田原町空家等対策協議会につきましては、新規ということで、これを設置ということ。それから、その次の2番目の支援制度・しくみづくりということで、お

試し住宅についての整備はしていきたい。これは684万円ということでお願いして新規事業をやしていきたい。

それから、その次の黒い四角の中には特定空家等除却対策ということで、これにつきましては老朽化が進んでおりまして、撤去しなきゃ周辺にもいろんな問題を生じるというような住宅につきましては、一定代執行というような形で撤去もやっていく必要があるというふうに考えておりますので、計上させていただいているところでございます。当然こういうような空き家というのは、本来は持ち主の方が撤去されるというのが基本でございますけれども、なかなかそうはいかない部分につきましてはの対応として上げさせてもらっております。

それから、その他ソフト事業につきましては、セミナー、相談会あるいは空き家等利活用モデルの検討もやっていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

また戻っていただきまして、概要の7ページの4番目ですけれども、空家・耕作放棄地活用移住促進事業ということで10ページをお願いできますでしょうか。主要事項調書の10ページに空家・耕作放棄地活用移住促進事業ということで855万円を上げさせてもらっております。これにつきましては、一覧に上げておりますような事業につきましてやっていきたい拡充の部分がございます。一覧のとおりでございます。

それから、また戻っていただきまして、一番最後の「ハートのまち」移住定住促進奨励金ということでございます。これにつきましては主要事項調書の6ページへ戻っていただけますでしょうか。

これにつきましては金額は上げておりません。移住定住推進・加速化事業ということで、中身につきましては、この表の中の支援制度というところでございます。支援制度の中で上のほうなんですけれども、住宅金融支援機構、いわゆる昔の住宅金融公庫、これが今名称を変更し、業務内容も変わってきているところでございますけれども、ここと相互協力に関する協定書を町が結びまして、その中で利子の優遇を機構のほうにやっただくと、こういったことを事業として進めていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それでは、概要のほうに戻っていただきまして、1枚めくっていただけますでしょうか。

概要の8ページでございますけれども、まちづくりの基本というのは健やかに安心して暮らせるまちというところでございます。いわゆる情報伝達システムの整備事業というところを上げさせてもらっております。

主な内容に移らせていただきますけれども、主な内容、黒いほうの上のほうですけ

れども、黒い四角の中の I P 告知システム導入済み施設に長距離スピーカーの整備ということですが、これにつきましては、主要事項調書 2 ページをお願いできますでしょうか。これにつきましては、今現在 I P 告知システム自身の導入は下のほうの真ん中辺に整備予定箇所が書いておりますけれども、この 4 カ所につきましてはシステムは導入されております。両小学校、中学校、文化センターありますので、これのところに長距離スピーカー、先般もテストをやっておったんですけれども、これのスピーカーを 4 カ所設置しようというものでございます。これの金額が 8, 0 1 6 万円ということで、おおむね 1 基当たり 2, 0 0 0 万円になりますけれども、そういったことをやっていきたいというふうに思っております。

それから、その下の黒い四角で、府の田原川浸水想定区域見直し等に伴い、防災マップの改定ということで、これは主要事項調書の右のページ、3 ページですけれども、3 7 1 万 7, 0 0 0 円を計上させていただいております。

これにつきましては、内容のところに書いておりますように、田原川浸水想定区域図の見直し、これは昨年度からやっていただいているんですけれども、今調整中ということでございます。

それと田原川と関連する犬打川ほか 8 河川、京都府の管理河川、これにつきましてはの浸水想定区域図を作成しておりますので、これを受けまして、町の防災マップの改定を行うということでございます。あわせまして、土砂災害のほうにつきましても、あわせてマップ改正を行うということもやります。

それから、事業概要の 8 ページの下のほうですけれども、認知症初期集中支援推進事業ということでございます。これは 2 1 ページをお願いできますでしょうか。

2 1 ページについて、これは 1 4 万 4, 0 0 0 円を上げさせてもらっておりますけれども、ここはどういう中身かといいますと、一番下のほうに書いてありますけれども、少し読み上げさせていただきますけれども、認知症の疑いがある方や認知症により適切なケアが受けられていない方に対して、短期間で集中的にかかわり、適切なケアや医療につなげていく。そのため、対象者の情報収集と課題抽出後、チーム員会議を開催し、ケアの方向性を検討するとともに、チーム医には医療の面から助言・指導をいただくということでございます。

指導・助言していただくのがこの内容の上のほうの黒い四角に書いておりますように、支援チーム検討委員会という、この分でございます。それから、実際の実務をしていくのは、下のほうに黒いポツのほうですけれども、これは、いわゆるチーム医、それから

センターの職員、こういったことで認知症に対する対応をやっていききたいというふうに思っております。

それからまた、概要のほうですけれども、戻っていただきまして、9ページのほうですけれども、便利で快適に過ごせるまちという中で、1つは空家等総合対策事業というふうに上げてきてもらっておりますけれども、これにつきましては、11ページのほうで説明やりましたので略させていただきます。

それから、その次、下のほう新市街地都市公園整備事業、これにつきましても、44ページということで説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

めくっていただきまして、10ページでございます。活気にあふれる交流のまちということでございます。上のほう、移住定住プロモーション事業、これにつきましても主要事項調書8ページで説明済みでございますので略させていただきます。

下のほう、お茶の京都観光まちづくりの推進事業ということでございます。これにつきましては順次説明させていただきます。

まず、下の四角い表の中に書いておりますお茶の京都観光づくり推進ということでございます。

これにつきましては、主要事項調書の54ページお願いできますでしょうか。主要事項調書54ページに上げさせてもらっております、お茶の京都観光まちづくり推進事業1,041万4,000円ということで計上させていただいております。

これについての中身ですけれども、1つは、今年度がターゲットイヤーということでお茶の京都を進めておりますけれども、これの継承ということで茶香服なり、あるいは一坪茶室の活用だとか、京都DMOへの分担金、こういったことでございます。ふるさとまつり実行委員会の助成金についてもここで上げさせてもらっております。それから、観光まちづくり会議の運営費用あるいはおもてなし推進補助金、こういった事業をやっていききたいということで、これは新規ということで、ここで上げさせていただいております。

それからその次、括弧のところになるんですけれども、お茶の京都交流拠点、この分につきましては、まず西ノ山集団茶園ふれあい交流施設整備ということ概要のほうに上げさせてもらっております。主要事項調書の55ページですけれども、これにつきましては、お茶の京都交流拠点整備推進事業ということで1,800万円を上げさせてもらっております。

これは具体的には西ノ山でございます。西ノ山集団茶園につきましては29年度から

事業をやっておりますけれども、30年につきましては、ここに書いておりますように駐車スペースの整備ということで舗装、区画線あるいは展望スペースということで、ハートの展望台を設置していきたいというふうに思っております。あるいは車どめということです。大変申しわけないですけれども、トイレの整備につきましては、ちょっと予算等のいろんな関係で計上できないというところで、大変申しわけなく思っておりますのでございます。

それからまた戻っていただきまして、概要のほうの2番目ですけれども、お茶の京都交流拠点施設の運営ということで、これは湯屋谷の茶工場の跡地のリノベーションをやりましたけれども、その後のことですけれども、56ページをお願いできますでしょうか。

56ページに書いておりますけれども、お茶の京都交流拠点運営支援事業641万円でございます。やんたん未来プランに基づきまして3月に完成を予定しております茶工場跡のリノベーション施設を使ったこれの運営費用ということで、これは後ほど条例のほうでも上げさせてもらっておりますけれども、設置条例ということで施設の内容ですけれども、ここにありますこういった施設ということで、これの維持管理、これにつきまして内訳のところを見ていただきますと、指定管理者制度に基づく指定管理料ということで上げさせてもらっている分が641万円でございます。

それからまた概要に戻っていただきまして、その他観光魅力の創出・発信ということで、1つ目が町内観光周遊バスということで、主要事項調書の36ページを見ていただけますでしょうか。

36ページにおきましては、町内観光の周遊バス180万円ということでございます。これにつきましても、上から見ていただきますと、実施期間につきましては4月から10月までということでございます。時間につきましては昼間ということでございます。それから、車両につきましては、なごみ号を使わせていただくと。ルートにつきましては、維中前から禅定寺、猿丸神社、湯屋谷、奥山田、茶屋村を回るルートでやっていきたいということでございます。

それからまた事業概要のほうですけれども、家康伊賀越えの道整備ということで上げさせてもらっている分は主要事項調書37ページでございます。お隣のページでございますけれども、100万円を計上させていただいております。家康伊賀越えの道整備事業ということで、これにつきましては湯屋谷のほうから奥山田まで、この散策コースを整備して観光客を呼び込もうということでございます。

内容のところ、まず看板（サイン）等の作成、それから補修等の伐採、倒木等がございますので、そういった伐採等の整備ということで80万円を上げさせてもらっているところがございます。

また、概要のほうに戻っていただけますでしょうか。概要のほうの11ページになります。

子育てと学びを応援するまちということで、1つは、上の黒ポツでございますが、子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで、これは主要事項調書25ページでございます。

これにつきましては、いわゆる法等のほうに定められておまして、子ども・子育て支援事業計画を策定しなさいということになっておりますので、162万9,000円を使いまして、これは年度が31年度ということでずれていきますので、30、31と2カ年をかけまして32年以降の5カ年計画の計画をつくっていきましょう。

内容につきましては、ここの下のほうに書いておりますけれども、子ども・子育てに関する施策のニーズ調査等やって事業内容の確定、こういったことをやっていきたいというふうなことで上げさせてもらっております。

また、事業概要に戻っていただきまして、同じく11ページで奥山田化石ふれあい広場整備運営事業ということで、これにつきましては主要事項調書の66ページをお願いできますでしょうか。

奥山田化石ふれあい広場交流施設整備・運営事業というところで、29年度におきましては建屋と、それから置いておく場所、それから勉強する場所、そういった建屋ができましたので、そういったことを受けまして、次にもう少し建屋の周辺というようなことの整備をやっていきたいということで、内容のところを書いておりますように、奥山田化石ふれあい広場の整備事業ということで、具体的には30年度整備予定の中に書いておりますように児童遊具だとか、健康遊具あるいはランドマークの設置、駐車場整備、緑地の整備や外構工事をやっていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、下のほうに黒い四角に書いておりますように、運営事業ということで上げさせてもらっております。下の表の中に予定事業ということでオープニングセレモニーだとか、化石発掘体験の受け入れしたり、あるいは大学等の連携した交流イベントの開催もしていきたいと、こんなふうに思っておりますので計上させていただいております。

それから、概要のほうのですけれども、次めくっていただきますと、12ページのほ

うには総合計画における行政の基本姿勢ということで2項目挙げさせてもらっているところでございます。

それでは、概要のほうはこれで説明を終わりました、それから主要事項調書の中で先ほどの概要とリンクした部分につきましては説明しましたけれども、いわゆる拡充したり、あるいは新規でやっていくというようなことにつきましての説明を次に述べさせていただきます。

主要事項調書を順次説明させていただきます。

1ページでお願いできますでしょうか。主要事項調書の1ページのほうに国際交流ということで46万5,000円を上げさせてもらっております。

上のほうの緑茶交流、これにつきましては29年度中国のほうとの訪問とと思っていましたけれども、このたび大変申しわけないんですけれども、向こうさんのほうの都合等もございまして、うまく日程が合わなくて、行ってこられませんでした。そういったこともあるんですけれども、上から3つにつきましては、従前どおりというようなことでやっていきたいと思っておりますけれども、一番下、黒い四角の4番目ですけれども、これにつきましては、新規22万5,000円上げさせてもらっております。英語圏の国との交流を目指して、多様な国際交流のあり方を検討していこうということで、仮称ですけれども、こういった会議も設置して、いろんな実施に移るような検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから次に、同じく主要事項調書5ページをお願いできますでしょうか。

これは新規というふうに書いておりますけれども、拡充にもなると思います。それから、5ページのほうの一番下に書いておりますように、29年度は実際ドライブレコーダーは現在7台つけました。これを引き続きまして30年につきましては14台、31年度は12台ということですが、基本的には全ての公用車のほうにドライブレコーダーをつけていこうというふうに考えているところでございます。

それからまた、同じく主要事項調書の14ページをお願いできますでしょうか。

新規事業ということで自殺対策計画、これにつきましても、法律等の規定に基づきまして、町のほうでも自殺対策ということで計画を策定しようというようなことでございます。この費用ということで上げさせてもらっているところでございます。

次に、27ページをお願いできますでしょうか。

27ページは、「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援ということで、35万上げさせてもらっております。これは拡充ということで、今まで子育てにつつま

してはお父さん、お母さん、それからおじいちゃん、おばあちゃんということでもずっと進めてきておりますけれども、さらには30年度につきましては、地域を巻き込んでといたしますか、地域の皆さんも一緒になって子育てを応援していこうと、そういった事業といたしますか、そういったことをやっていきたいというふうに思っております。そういうことで拡充をさせていただきます。

次に、29ページをお願いできますでしょうか。

保育所の園庭整備でございます。925万3,000円を上げさせてもらっております。

内容のほうですけれども、まず園庭を改修ということで、1つは土のすき取り、整地をやっていきたい。それから側溝について、これは北側のほうに園庭の水がよくオーバーするというようなこともございまして、そのあたりの側溝について整備をしていきたいと思っておりますし、さらには遊具ですけれども、これはいつもというかよく問題という課題になっております築山ですけれども、この築山につきましては、撤去し、そしてまた遊具の滑り台を新設しようということも思っております。

それから田原学童は移転しますので、これの解体費用等も計上しているところでございます。

次に、めくっていただきまして、30ページです。健康づくり応援ポイントキャンペーンということ、これは拡充ということで、どういったことを拡充するかといいますと、一番下のほうに新規というのを上げさせてもらっておりますけれども、これは今までいろんな健康事業をやっていきます。ポイントがたまっていって景品とか商品とかもらうことになっているんですけれども、その中の一つの新規ということで、ここに書いておりますように、総合文化センター湯屋谷茶工場まで歩きましょうということ、8,800歩、1万歩に近いまで歩きましょうというような、こういったイベントをやっていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

31ページ見ていただけますでしょうか。

31ページは料理で学ぶ食の健康づくり事業ということで59万円ということで、中身は下のほうの真ん中が新規ということで上げさせてもらっております。旬の野菜レシピ集、これを発行しようということで、食生活改善推進員さんと協働で2年間にわたって作成した96種類の旬の野菜レシピがございまして、これを冊子にまとめようというような事業でございます。

次に、少し飛びますけれども、47ページをお願いできますでしょうか。



47ページにつきましては、これは法に基づいてつくっているものでございますけれども、これにつきましては、京都府のほうの方針が変更されまして、それを受けまして町におきましても優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興の施策を計画的・集中的に実施するための農業振興計画をつくろうとするものでございます。

次に、48ページをお願いできますでしょうか。

大福茶園でございます。これにつきましては、先ほど29年補正のところでは全額皆減ということでさせていただきましたけれども、これにつきましては、来年度協働のほうの府営事業でやっていただくということで予定しております。

下のほうに書いておりますけれども、平成30年度の事業費ということで1億4,000万円ということで、これにつきましては府のほうで府営事業でやっていただきますけれども、これは府からの指示枠ということで、ちょっと表現は悪いんですけれども、この金額でということによっておりますので、この金額につきまして下に書いておりますように、町の負担金2.5%と受益者の15%、これを合わせました金額2,450万円というものが一番上に予算額というふうに上げさせてもらっておりますけれども、この金額になっていきます。

これによりまして、全体13.2haのこの事業を1年おくれになりますけれども、32年度には仕上げていただくように30年度も取り組んでまいりたいと、こんなふうには思っているところでございます。

次に、49ページをお願いできますでしょうか。森林整備地域活動支援事業ということでございます。

これにつきましては、いわゆる先ほど地籍調査も出ておりますけれども、これにつきましては、森林、山のほうですね。これの趣旨のところの4行目、一番最後のほうに書いておりますように、森林所有者等が行う森林境界の明確化等、これを支援するというところでございます。実際には、一番下に事業主体というふうにかかせてもらっていますけれども、宇治田原町の森林組合さんが事業をやっていただくということでございます。いわゆる境界をはっきりさせていこうと、こういったことで確認、測量等をやられると。これに対して支援をということでございます。金額につきましては、国のほうが2分の1、京都府4分の1、町4分の1と、こういった金額で支援していこうということでございます。金額につきましては200ha、これは単価が4万5,000円ほどになります。この金額掛けた分と事務経費とを合わせました金額を計上させていただいているところでございます。

次にめくっていただきまして50ページです。木の駅プロジェクト調査ということでございます。

木の駅につきましては、これのプロジェクトの実現に向けて調査研究ということで、これの支援を行っていきたいということでございます。これは10万円を計上させていただいております。

次に、51ページ、お隣ですけれども、これは有害鳥獣対策事業ということで上げさせてもらっておりますけれども、この中の特に真ん中、表の中の2番目のモンキードッグの調査についても12万4,000円ということで上げさせていただきたいと、こういうふうに思っております。合計は785万1,000円でございます。

次に、53ページでございます。宇治田原町創業支援事業ということで、これは新規事業ということで上げさせてもらっております。100万円でございます。

内容のところを見ていただきますと、町内で新規創業される方に創業のための必要な経費の一部を補助金として交付するというので、こういったものに対しての補助かといいますと、施設の改修あるいは増築工事費あるいは設備機器等の整備、備品購入、こういったところでございます。これは2分の1以内ということで上限50万円いうことでございます。50万であれば、もう2件分となります。

次に、次は最後になります。64ページでございます。

これは新規というふうに上げさせてもらっていますけれども、調理場の改修あるいは更新というようなことでございますので、継続と言える部分でございます。

中身につきましては建物改修ということでボイラー改修ということで、それからボイラーの配管更新、それから調理場の建物改修、高圧機器改修あるいは備品購入ということで下処理用シンク、フードスライサーですか、こういったもので更新等を、あるいは購入等をやっていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上が主要事項調書の説明とさせていただきます。

次に移らせていただきます。第8号になります。この緑色の、すみませんけれども、国民健康保険特別会計、緑色でございます。

議案第8号は、国民健康保険特別会計の当初予算ということで、歳入歳出11億371万9,000円ということでございます。

内容につきまして、概要は、その次に縦長で説明資料ということで上げさせてもらっておりますので、これに基づいて説明させていただきます。

国民健康保険加入者につきまして上げております。世帯数1,305世帯、人口につ

きましては2, 343人ということでございます。

ここで税率でございます。国民健康保険税の税率ということで、ここで上げさせてもらっています率、金額等をお願いしたいと思います。この金額につきましては、議案の第17号で説明させていただきますのでよろしくお願いします。ちなみに1人当たり金額等については減額というふうになります。

次に、歳入歳出と上げさせてもらっておりますけれども、事業につきましては、先ほど説明しました主要事項調書の17と18ページに主にかかせていただいておりますので、主には継続事業でございますので説明は略させていただきます。

次に、カーキ色の後期高齢者医療特別会計ということでございます。表紙めくっていただきますと、議案第9号でございます。後期高齢者医療特別会計予算ということで、歳入歳出1億1,090万7,000円ということでございます。

内容につきましては、概要になりますけれども、次につけております予算概要説明で説明させていただきます。

一番上に高齢者の方の人数を書いております。1,259人でございます。保険料でございますけれども、歳入のところで保険料を上げて、これは京都府の全域で後期高齢者を行っておりますので、そういった府のほうのを示している人口になるんですけども、均等割からそれぞれ書いております。前年度の比較がわかるように書いておけばいいんですけども、ちょっとここに書いておりませんので、口頭で申しわけないんですけども、前年度の比較の金額を述べさせていただきます。まず、均等割金額ですけれども、4万7,890円ですけれども、これ前年度は4万8,220円でございますので、330円の減となっております。所得割率でございます。9.3と書いております。前年度9.61でございましたので、マイナスの0.22というふうになります。1人当たり平均保険料でございますけれども、これにつきましては、7万5,920円ということでございます。これは均等割の額と所得率とどちらも減になるんですけども、1人当たり直しますと前年度が7万4,469円となりまして、これ、年間当たりですけれども、1,451円プラスになります。これ原因は、推測ですけれども、メンバーというんですか、後期は75歳になったら後期高齢者になるんですけども、所得等の関係でこういった結果になっているというふうに推測しているところでございます。

歳入歳出等をここに金額を上げさせてもらっておりますけれども、主な事業としては、主要事項調書、先ほど言いました19ページ、主要事項調書の19ページにかかせても

らっておりますので、主には継続事業でございますので説明については略させていただきます。

次に、このオレンジの介護保険特別会計でございます。

表紙めくっていただきますと、議案第10号、介護保険特別会計でございます。

第1条に書いておりますように、歳入歳出につきましては8億53万3,000円ということでございます。そのうち、サービス勘定につきましては484万7,000円ということでございます。

それでは次に、概要について、この縦長の説明資料が、一枚物ですからあると思いますので、これで説明させていただきます。

介護保険特別会計につきましては2番目のほうに、第1号につきましては2,688人というのは書かせていただいておりますけれども、保険料について年額6万5,000円というふうに書いておりますけれども、これにつきましては据え置きでございます。今で3カ年同一の6万5,000円でしたが、今後3年間につきましても6万5,000円の据え置きでいきたいとこんなふうでいきます。

それから、歳入歳出と次に金額等を書かせもっておりますけれども、事業の概要につきましては、先ほど言いました主要事項調書の20、21、22と、この3ページにわたって記載させていただいておりますけれども、主に継続事業でございますので、説明につきましては省略させていただきます。

次に、ネズミ色、薄紫というんですか、公共下水道特別会計についてでございます。表紙をめくっていただきますと、議案第11号でございます。

第1条、歳入歳出でございます。6億9,558万9,000円ということでございます。

これにつきましても、事業と面整備と進めていっているわけでございます。ちなみに主要事項につきましては57ページに書いております。これはまた見ていただくということで、主に口頭ですけれども、説明させていただきますけれども、面整備につきましては、岩山と禅定寺を主な面整備の地域として進めてまいりまして、30年度末で復旧率が83.9%に向上するといいますか、アップするというようなことでございます。

それから次に、水道のほうに移らせていただきます。水道につきましては、白地でございますけれども、表紙1枚めくっていただきますと、議案第12号、水道事業会計ということでございます。

まず、真ん中よりちょっと上ですかね。収益的収入でございます。3億765万

7, 000円ということでございます。収益的支出につきましてはその下、2億8, 851万4, 000円ということでございます。そこから後段になりますけれども、資本的収入につきましては9, 394万2, 000円ということでございます。資本的支出につきましてはその下、1億9, 581万8, 000円ということでございます。

この収入と支出の差分を見ていただきますと、第4条というところに書いておりますように、この差分が1億187万6, 000円ということでございます。では、この金額どうするかということでございますけれども、その続きで、第4条の2行目に書いておりますように、当年度分消費税資本的収支調整額705万6, 000円と当年度分損益勘定留保資金7, 327万5, 000円及び減災積立金2, 154万5, 000円で補填するというところでございます。

これにつきましては、先ほどの主要事項調書でいうと58ページに書かせてもらっております。主な内容につきましては、禅定寺池への加圧ポンプ。現在、禅定寺に送っている加圧ポンプにつきましては、禅定寺川の森本橋付近、サンビレッジの近くなんですけれども、そこにありますけれども、それは勝谷地区のほうに移そうと、そういった事業でございます。概要につきましては、58ページをまた見ていただくということで、次に移らせていただきます。

次から条例のほうに移らせていただきますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第13号でございます。これにつきましては、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例ということで、この条例の制定でございます。

これにつきましては、この議案書の次に資料ということで、議案第13号資料ということで一枚物ですけれども、つけさせていただいておりますので、これに基づいて説明させていただきます。

これにつきましても法の改正等でございます。そういったことでもございまして改正するわけでございますけれども、特に今までは指定居宅介護支援事業者の指定というのが京都府であったんですけれども、今後、法の改正により市町村に移管されると、そういったことで町のほうでも条例を定めると、こういったものでございます。

内容につきましては、国のほうの定めるもの、あるいは参酌したというようなものがございますけれども、ここの表に書いてあるとおり、ざっと見ていただきますと、参酌したものとかが、いろいろございます。特筆すべきところで、後ろのほうをめぐっていただ

けますでしょうか。裏面ですけれども、町の独自基準ということで特筆すべきところを書かせてもらっております。町の独自基準は真ん中辺に書いておりますけれども、第2条第5項のところに記載しておりますけれども、暴力団排除ということで、これを町の独自として基準を設けております。

それから、記録の整備ということでございます。これにつきましては、記録の整備は国の基準は2年間ですけれども、やっぱり返還請求と、こういったことがございますので、これのための検証すべき時期というのは5年間はこういったものは請求権がございまして、地方自治法で5年間と書かれてありますので、やはり記録の保持は5年間にすると、このあたりについては町独自が参酌したということで記載させてもらっております。

以上でございます。

次に、議案第14号です。議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例ということでございます。

これは新規の政令ですけれども、これにつきましては資料のほう、次に一枚物をつけさせてもらっておりますけれども、予算のほうでも指定管理者641万円ですか、上げさせてもらっておりますけれども、それにかかわる分でございます。一枚物ですけれども、これもざっと読ませていただきますけれども、三角印の3つ目ですけれども、指定管理による指定というものを設置条例とあわせてここで記載しております。指定管理者に管理業務を行わせるというようなこと。それから、利用料金等については徴収するというようなことを記載しております。その次の最後の3行ですけれども、開館時間についてですけれども、これにつきましては、交流拠点施設の開館時間及び休館日は施設利用状況に応じて見直すということで、規則のほうに委任するというようにさせていただいております。条例上は規則に委任するというようにお願いします。

それでその次に、一枚物、参考ということで資料あると思うんですけれども、その次につけておりますけれども、規則、参考ですけれども、この条例を受けまして規則、先ほど言いました開館時間等ですけれども、第7条のほうを見ていただけますでしょうか。

第7条のほうに書いておりますように、開館時間については午前9時から午後10時まで、休館日は年末年始ということで、年中無休ということでの規則というふうに書いているところでございます。

それでは次に、第15号のほうに移らせていただきます。第15号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、これは一部改正ということでござい

す。これは次につけさせていただいております資料のほうでお願いできますでしょうか。

第15号の資料のほうを見ていただきますと、趣旨のほうからずっと書いておりますけれども、これにつきましては、町のほうにございます特別職報酬等審議会、報酬審です。これの答申を受けました。これの答申に基づきまして今回議案の提出をさせていただいているところでございます。

答申内容のところを見ていただきますと、ちょっと3行目のほうに書いておりますけれども、報酬額、答申内容につきまして報酬額につきましては、議員さんの報酬額につきましては据え置きが妥当という結論に達しております。

それから、「ただし」のほうなんですけれども、ここを見ていただきますと、ただし、議会活動を活性化されるに当たり、議会運営の重要性はさらに高まっており、議会運営委員会委員長の果たすべき職責から判断し、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長と同様に報酬を改定するべきであると判断すると、こういった答申をいただきましたので、常任委員会委員長さん皆さんは、つまり議会運営委員会委員長さんは、総務建設常任委員会さんと文教厚生常任委員会と同じ月額25万円、こういった改正内容でございます。

以上です。

次に、議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定、これにつきましても資料のほうを見ていただけますでしょうか。

資料の政令等を改正されるという、これの主な趣旨といいますか、施策につきましては、町職員の一般職についてもですけれども、いわゆる配偶者から扶養、子どものほうに支給額を増にしようと、こういった流れがございます。あわせまして、消防団員さんのほうにつきましても同様に段階的に改定しようということでございます。配偶者について変更ということではさせていただきたいのは217円です。これは、ちなみに29年度は333円です。333円を217円に来年度から変えていきたいと。それから、②番目の22歳に達する日以後の最初の云々までの子は333円ということ。今までは267円でした。これを引き上げるということになります。それから、以下③、④、⑤、⑥全て、これは217円は変わっておりません。

以上です。

それから次に、議案第17号でございます。議案第17号につきましては、宇治田原町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

これもまた申しわけないんですけれども、資料のほうを見ていただけますでしょうか。

国民健康保険税ということで上げさせてもらっていますけれども、これも皆さんご存じだと思いますけれども、一応繰り返しになりますけれども、ちょっと今回の改正、大きく国保が変わりますので、趣旨について少し述べさせていただきますけれども、4行目のほうからです。趣旨の4行目、平成30年度から都道府県単位で国保運営をすることになった。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担うことになり、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施していくことになると。新たな制度では京都府が市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は京都府が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、京都府から示される市町村ごとの標準保険料率をもとに保険税率を設定することになると、こういったこととございます。

そういったことで、まず1つ目ですけれども、保険税率の改正は以下のようにということで、まず区分があります。医療分につきましては、現行から改正後ということでマイナスの改定になります。それから支援金分につきましては、これはプラスの改定になります。介護分についてもプラスになります。こういった改定をそれぞれ行うことによりまして、全体なんですけれども、ここにはちょっと書いてなくて申しわけないんで、口頭で申し上げさせていただきますけれども、1人当たりの額ということで申し上げますと、現行のほうは1人当たり年額ですけれども、10万3,237円ということになっております。これを改正後につきまして申し上げます。10万107円ということになります。金額で直していいますと3,130円の減額、パーセンテージで0.3%の減額というふうに改定を行いたいと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、議案第18号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

これにつきましては、税額とかじゃないんですけれども、この資料を見ていただけますでしょうか。

ご存じかと思いますが、住所地特例の変更ということです。一番下に書いてありますように、住所地特例というのはどんなものかといいますと、被保険者が他市町村の施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所地の市町村ではなく、もとの住所地の被保険者となるということでございます。つまり、例えばサンビレッジに宇治市の方が入っておられましたら、住所地をどうするかというのは、現住所は当然サンビレッジになるんですけれども、じゃ、保険の所属するところはどこかとい



いますと、国民健康保険とか介護保険につきましては、宇治市のままになっているところがございます。ところが、後期高齢者につきましては、宇治田原町の後期高齢者のほうに移るということに現在なっているんですけども、それをやめて、今度新規に後期高齢者、75歳になられて、そういった場合は、もうそのまま宇治市のままになっていくと。今度は逆に、宇治市のほうの介護施設に宇治田原の方が入っておられる方は、この逆になると、こういったことの改正をしていこうということでございます。これは法律に基づきましてやっっていこうと思っております。

以上です。

それから次に、第19号、国民健康保険条例の一部を改正するというところでございます。

これも資料に基づいて説明させていただきます。

これにつきましても、先ほど言いましたように、都道府県単位ということで行われますので、少し事務の内容が変わるということでございます。改正内容で申し上げますと、字句修正というふうな形にどうしてもなっていくます。町が行う国民健康保険というような表現よりも町が行う国民健康保険の事務というふうな表現の改正になります。その下のほうもですけども、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会と、こういった表現が変わるといふものでございます。

以上です。

次に、第20号、介護保険条例の一部を改正ということでございます。

これは介護保険のほうの資料を見ていただけますでしょうか。これは、まず一つ、改正内容のところを見ていただけますでしょうか。

先ほど言いましたように、率自身の改正ないんですけども、保険料金の適用期間というのが、今までは27年から29年になっていたのを30年から32年に変えるということで、金額の変更じゃなくて、年度の変更があるというのが1点目です。

それから、その次のほうがここに書いてありますように、1つは、(2)のほうになるんですけども、3行目を読み上げますけれども、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額」ということで、今まで控除されていなかった分につきまして控除するというところでございます。特に土地のほうですね。改正内容の丸の下のほうの土地の売却というのを書いてありますけれども、土地の売却等については本人の責めに、責めというのは変な表現ですけども、自分がそうじゃなくして、いわゆる道路等のそういった収用という案件等につきましては、租税

特別措置法の控除額なり、こういったことがございますので、あわせて保険料につきましても、これに準じて控除して計算しましょうというようなことでございます。

(3)の改正概要なんですけれども、これにつきましては、いわゆる文書提出等の命令に応じない場合に過料を科せるということでございます。今まででは1号あるいは1号の配偶者あるいは2号というふうになっていたんですけれども、それに過料を科せられる者として2号被保険者の配偶者が加わるということでございます。あわせて世帯に属する者についてもということでございます。これが改正内容でございます。

次に、議案第21号でございます。議案第21号につきましては、地域密着型サービスの事業の人員云々の一部改正。これも資料の2のところの説明させていただきます。

これにつきましては、資料のほうに書いております、まず対象なんですけれども、今回の改正につきましては、本町の地域密着型サービスは、対象に書いていますように、地域密着型通所介護事業所(萩の里、デイサービス・マドンナ)のみでありまして、今回の改正には影響がないということでございます。ということで、改正自身は、今後こういった施設ができるかもわかりませんので、改正はさせていただきますけれども、丸に書いてありますように、介護医療院の創設だとか、共生型サービスだとか、そういったことに関連する改正内容でございます。

次に、議案第22号でございます。

これにつきましても、先ほどとよく似ているんですけれども、要は、こちらのほうは、先ほどは介護サービス。これが予防サービスに関するということの一部改正ということでございます。資料に基づいて説明させていただきますけれども、これにつきましても、対象につきましては同じ状況でございますので、改正内容については影響がないんですけれども、今回改正させていただくということで、上のほうの予防サービスについても同じように医療院の創設あるいはそういった委員会の開催、こういったことは、改正として義務づけたいということ条改正していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

それから次に、議案第23号なんですけれども、これも介護に関係する改正ということで、これも資料を見ていただきますと、これも予防支援ということでございます。これも法律や基準等の改正によりまして改正させていただきますけれども、これは主な改正内容の上のほうの共生型サービスというのがございます。これにつきましては、対象施設がないということでございますけれども、改正させていただきますけれども、主な

改正内容の白丸の下のほうです。これにつきましては、ケアマネジメントの公平中立性の確保の観点から、指定介護予防支援事業所は、利用者が複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができると、こういった旨を説明することを義務づけるということで、もう既にやっているところがございますが、条例としても義務づけるということの表現にさせていただくということでございます。これについては、当然町のほうの包括支援センター等は対象になっているところではあります。既にやっているけれども、条文化をしておくということでございます。

次に、議案第24号でございます。これも資料に基づいてですけれども、お願いしたいんですけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例の一部改正ということでございます。

これは趣旨に書いておりますように、条ずれでございます。条ずれのための改正。改正内容は、同条第9項を第11項に変えるということで、具体的には下のほうに書いておりますけれども、11と書いてありますけれども、これが今まで9項だったのが11に変わったということで、だから、中身としては何ら変わらないということですが、条ずれの関係で条例の改正がございます。

以上です。

それから次に、第25号でございます。都市公園の設置基準の、これの一部改正。

これも資料を次につけておりますので、これをお願いできますでしょうか。

これ、国のほうの施行令との一部改正に伴いまして、1人当たりの都市公園の敷地面積の標準、これにつきまして変わるということでございます。

改正内容の上のほうですけれども、要は公園の標準面積出すのに、市民緑地のこの分を控除して計算しなさいよということでございます。ちなみに宇治田原町におきましては、市民緑地というのは設定ございませんので、何ら変わりございませんけれども、設置したときのために条例を改正しておこうということでございます。いわゆる地域面積の標準10㎡を標準としなさいよということでございます。

参考ですけれども、宇治田原町における都市公園につきましては、現在、てんじんやまとか住民グラウンド、それから銘城台とございまして、大体5.5haぐらいあるんです。それから、今回庁舎の横に2ha加わりますと、大体7.5haぐらいになります。おおむね人口で都市計画的な人口9,500で割ると10㎡には達しませんけれども、近い数字になっているところでございます。

改正内容の丸の下のほうですけれども、これにつきましては、これも改正がございま

して、運動施設、例えばグラウンドとありますけれども、これの中に運動施設というふうに規定している体育館とか、そういったものについては、これの割合は国の半分ということでございます。ということで、町のほうにおきましても半分以内に運動施設はしなさいよと、周辺も緑地等も踏まえて公園の指定をしなさいよと、そういった状況でございまして、これも改正をさせていただきたいと、こんなふうに考えていることでございます。

次に、第26号ですけれども、これ、町有林の条例の一部改正ということでございます。

これも資料のほうを見ていただけますでしょうか。

これにつきましては、改正の背景のところに書いておりますように、最近の森林の役割につきましては、近年は国土のいわゆる木材の半数、利用だけじゃなくして、国土の保全、水源地涵養あるいは保健・レクリエーション等の公益的機能の充実、こういった期待が高まっている。こういった中での委員さん等につきましても改正をさせていただいたというところで、議会のほうからは議員さんの参画については自粛というようなこともございましたので、改正のところ、下のほうですけれども、組織につきましてはこういうふうに改正させていただいておりますし、また、現地視察等についてもこういったふうに変えさせていただいているところでございます。

以上です。

次に、第27号でございます。学童保育、放課後児童健全育成施設の設置及び管理でございます。

これも資料を見ていただけますでしょうか。

これにつきましては2つございます。1つ目の改正ですけれども、改正内容の上のほうですけれども、これ、今、田原学童につきましては、田原小学校の駐車場跡地に現在設置といたしますか、建設をしておりますので、これが3月末に完成するというのもございますので、これにつきましては住所の変更、これをするということでの改正内容。

それから、丸の2つ目ですけれども、これにつきましては名称の変更ということで、児童育成指導員から放課後児童支援員ということでの改正内容にさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

それから、次からは指定管理者ということでございます。横の一覧表があると思いますので、これを見ていただけますでしょうか。

これにつきましては、全部で10件といたしますか、10事業の指定管理者をお願いしているわけですが、全てにわたりまして今まで3カ年問題なく、全ての事業にわたって円滑に指定管理をしていただいておりますので、引き続きということで、全ての事業者さんに引き続きやっていただくということでお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

まず一番上の1番目、宇治田原奥山田ふれあい交流館につきましては、指定管理者のところを奥山田区にお願いしたいと。それから宇治田原老人福祉センターやすらぎ荘につきましては、社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会にお願いしたいと。それから、銘城台の自然公園、児童公園ありますけれども、2つとも銘城台自治会にお願いしたいと、このように思っております。それから5番目、緑苑坂てんじんやま公園、それから緑苑坂にし公園、緑苑坂なか公園、3つございますけれども、全て緑苑坂自治会にお願いしたいというふうに思っております。それから8番目、宇治田原町林業センターにつきましては、宇治田原町森林組合にお願いしたい。それから9番目は、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）でございますけれども、これにつきましては、郷之口生産森林組合にお願いしたい。それから10番目、宇治田原町商工センターにつきましては、宇治田原町商工会にお願いしたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以下、次の資料は指定管理者制度の概要でございますし、また、第28号から10議案につきましては一枚物ですけれども、議案書をその後ろにつけさせてもらっております。説明につきましては、先ほどの説明でかえさせていただきたいと思っております。

次に、第38号のほうにお願いできますでしょうか。

議案第38号は、土地改良事業ということで議案のほうに書いておりますように、平成29年10月21日から23日発生台風第21号豪雨災害により被災した農地農業用施設の復旧工事ということで、これにつきまして議会の議決を求めるものでございます。この後ろのほうにこういう図面が1枚つけておりますので、これも見ていただきながら説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、復旧事業の概要が書いておりますけれども、下のほうなんですけれども、応急工事計画というふうに書いておりますけれども、順番にですけれども、どんなところが今回被害を受けて復旧しようというふうに考えているかといいますと、一番上、911地区というふうに箇所の番号3ということでございます。これにつきましては、図面のほうを見ていただきますと、3、下に畑というふうに書いてお

りますけれども、南における畑が災害を受けましたので、これの復旧。それから、その下、4番というふうに書いておりますけれども、これにつきましては、立川のほうでの農地の被害ということで、これの復旧をお願いしたい。それから、5番目が上のほうに移りますけれども、禅定寺のほうの畑の被害ということでございます。それから、一番下のほうの501番、これにつきましては農道ですね。これの復旧ということで、これにつきましては土壁、いわゆる擁壁、それとのり枠と、こういったことによりまして金額1,743万3,000円ということでもあります。

これにつきましては、上のほう3番目のほうに資金計画でまとめますと、農地3カ所合わせまして713万2,000円ということでございます。それぞれ負担がありまして、国のほうが0.5、町が0.4、受益者の方は0.1ということになりますし、農業施設につきましては、先ほどの金額を国のほうが0.65とありますし、町のほうが0.25であり、受益者のほうが0.1、こういった負担割合によって、それぞれお願いしたいということでございます。実際の復旧につきましては、議会の議決を受けました後、来年度の当初予算で計上していきたいと、こんなふうを考えているところでございます。当初予算に計上しているところでございます。

次に、第39号、人権擁護委員候補者の推薦ということでございます。

これにつきましては1枚めくっていただけますでしょうか。

今現在、人権委員の高田美智子さんにおかれましては、現在まで2期6年ということでお世話になっているところでございますけれども、引き続き再推薦をしていきたいと、そして法務大臣より委嘱をお願いしていただくというようなことで高田さんのほうに引き続き、3期目になりますけれども、お願いしたいということで本人さんからも内諾もいただいているところでございます。

以上です。

次に、これが最後ですけれども、報告案件ということで、報告第1号というふうにかせてもらっておりますけれども、和解及び損害賠償の額の専決処分ということで2件あるんですけれども、上の両方ともなんですけれども、まず1つ目のほうなんですけれども、これ、1枚めくっていただきましたら、上のほうに書いておりますけれども、平成29年11月26日、これ宇治田原町のうじたわらマラソンのときに、ちょっと交通事故を起こしまして、職員が運転する軽トラックの中に机と椅子とを積んでいたわけですが、それが少しきちっと乗ってなくて、JAのやましろ農協を出た途端、左折をしまして、その反動で積載物が落下いたしまして対向車線を走っていた車の車両

を傷つけたと、そういったことをございます。そのために、下に書いておりますように、48万1,000円のお支払いをするということで和解をしておりますので、この報告でございますけれども、この金額につきましては保険金で払うということで話はしております。

それから次めくっていただきまして、もう一件の分なんですけれども、これにつきましては、町道の郷之口鷲峰山線におきまして、いわゆる道路管理上の不備により通行車両に損害を与えたということで、2万5,200円でございます。これ、具体的に申し上げますと、舗装のやりかえをやったんですけれども、舗装のやりかえしたときに、横に側溝といいますか、水路、側溝があるんですけれども、その水路の天板というんですか、側溝の一番上の高いところと舗装の天が同一になるべしところが少し工事が、段差が数センチ生じておりましたばかりに、車がそこのところに寄りついてホイールを傷めたというようなことで2万5,000円の損害賠償ということのお支払いを、これは全額じゃないんですけれども、部分的にこちらのほうにも否があるということでお支払いをするという、3割ですね。3割の分をするということで、これも保険で支払いするということでの案件でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（松本健治） 以上、多岐にわたってのご説明でしたけれども、説明を終わりましたので、委員の皆さんから質疑をお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと1点お願ひがございまして、議案第17号の宇治田原町国民健康保険税条例の一部改正ですが、これ、今回非常に都道府県化になるということで、国保制度としては大きな変更となるかと思ひますが、保険税ですが、先ほどのご説明では、1人当たりの金額については三千幾がしかの引き下げになるというようなご説明でございましたけれども、やはり世帯によって随分と変わってくると思ひますね。世帯によっては引き上がる世帯もあるというようなこともちょっと担当課にお聞きをしております。

できればモデルケース的なものを挙げていただいて、保険税が今と今後と、ちょっとどうなるのかというような比較の資料をぜひとも出していただきたいと思ひますが、お願ひできますでしょうか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 了解しました。

○委員長（松本健治） よろしいですか。今西委員、事前にとということですか、おっしゃっているのは。

○委員（今西久美子） はい。

○委員長（松本健治） 可能ですか。

○総務部長（久野村観光） いつごろまでをめぐに。できるだけ速やかに。

○委員長（松本健治） ちょっとお待ちください。

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時50分

○委員長（松本健治） 再開します。

副町長。

○副町長（田中雅和） できるだけ早急に資料をそろえてお渡しできるようにさせていただきます。

○委員長（松本健治） でよろしいですか。今西委員。

○委員（今西久美子） よろしくをお願いします。

それと、最後の専決処分、事故のことですけれども、これ、後ろのほうですけれども、舗装のやりかえ時の工事の不備ですよね。これ、違うんですか。業者さんとの関係でちょっとどうなっているのかということと、それと、現状はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 工事した直後、いわゆる完成のときの状況とホイールがすった時期は少しずれておりますので、その間沈下したということを私どもも認めまして、数センチのこととございますので、やはりそここのところの部分につきましては、何らかの事情で経年的にも下がった部分も考えられるという分もあるいはということもありますと同時に運転の、いわゆる運転の運転技能といいますか、やはりそういった段差なり差があるところについての運転の気をつけないといけない、そういった注意義務といいますか、そういうところもありまして、必ずしも完成したときに手直しと、工事が不備であったというようなことで、そのままほっていたと、そういったものではございませんで、考えられますのは、やはり工事の結果、その後の経過等もございまして、現実にはホイールをすられたときに、そのときに下がっていたと。恐らく経年で下がったんじゃないかというふうなところも判断したところとございます。

○委員長（松本健治） これは、だから保険適用をもう確定しているわけでしょう。だか



ら、多分そういう判断をされる背景はそういうことだと思うんで、今おっしゃるような内容でいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

はい。

○副町長（田中雅和） 現状復旧しており……復旧というんですか、復帰、何というんですか。

○委員長（松本健治） 済みですか。

○副町長（田中雅和） えっ。

○委員長（松本健治） もう済んでいるわけやね。

○副町長（田中雅和） はい。全復旧といたしますか、いわゆる修正をしております。

○委員長（松本健治） よろしいですか。ほかに。はい、どうぞ。

○委員（谷口 整） 私もそのことが気になっていたんですけれども、今の件でね。まず施工された時期、いつにこの道路工事されたんか、はたまた事故が起こったんが11月でしたかね。だから、この間1年以上たってんのか、たってへんのかどうですか、経年で下がったということやけれども。

○委員長（松本健治） 出ますか、答えられますか。はい、副町長。

○副町長（田中雅和） 大変申しわけないんですけれども、ちょっと手持ちもございませんので、休憩いただいたら原課のほうからも問い合わせできますので、申しわけないんですけれども、休憩をとらせていただいたらありがたいですけれども。

○委員長（松本健治） はい。それでは暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時59分

○委員長（松本健治） それでは、再開いたします。

久野村部長。

○総務部長（久野村観光） すみません。先ほどの工事の施工時期でございますが、平成20年もしくは21年ごろに側溝の改修を行わせていただいて、路盤の改修等は、それに合わせては行っておらないという記録になっておるということでございますので、その後の経年変化によって若干の段差が生じたところにホイール等の当たりがあったという形で認識をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（松本健治） それでは、以外、よろしいですか。

それでは、以上で提出議案について終わりたいと思います。

では次に、推薦同意に係る所信聴取についてでございますが、申し合わせ事項であり

まず選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議、決定することとなっており、状況に応じてということございますけれども、今回の案件についてはどのようにするかお諮りをしたいと思います。

先ほどちょっとございましたように、再任の案件でございまして新任ではございません。どうでしょうか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 以前にも招致を一回しているんですよ。

ただ、新人の方については、そのときいらっしゃらないんで、我々古い人は全部聞いているわけですが、今回についてはそこまで必要ないというふうに私は判断します。

○委員長（松本健治） どうでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） 前回のとき、前回というか、この召致をするかせんかで前のとき、人権擁護委員やったか何かのときに、ちょっと確認をされたんですが、たしか常勤の特別職なり教育委員やとか監査委員、かなりまあまあウエイトを占めるというたら語弊ありますけれども、それ以外の方については、原則別にええん違うかというような確認やったように思うんですけども、だから今回あえて来てもらう必要はないのかなと私も思います。

○委員長（松本健治） 今ご意見頂戴しましたけれども、そういう判断でよろしいですか。

私もこの案件については、聴取は行わないということであつた方がいいんじゃないかなというふうに判断しております。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。それでは、所信の聴取の件については終わります。

議事日程第1号について事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局、どうぞ。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成30年第1回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について説明をさせていただきますと思います。

平成30年3月5日月曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、1番谷口副議長、10番今西議員でお願いさせていただき予定としております。

日程第2、会期の決定でございますけれども、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、3月5日から3月29日までの25日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますけれども、先ほどご説明いただきましたように、議員派遣、研修の1件ですね。市町村トップセミナー、議長、副議長行っていただきましたけれども、これの1件と陳情書2件がございます。陳情書につきましては、この後ご協議をいただければというふうに思っております。この日程第3、諸報告の後、町長のほうから開会のご挨拶並びに施政方針演説が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

日程第4、報告第1号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について。こちら報告案件となりますことから報告のみと。質疑等はございませんのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第5から最後の日程第43まで、こちら提出議案になるわけでございますけれども、日程第5、議案第39号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、一議事一議題で提案を予定しております。先ほどお諮りいただきましたように招致しないということでございますので、こちらは開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただきまして協議のほうをいただきたいというふうに考えております。質疑・討論・採決は最終、閉会予定日に予定をしております。

日程第6から日程第20まで、平成29年度補正予算6議案と平成30年度当初予算6議案、また、予算に関連いたします条例改正3議案、合計15議案につきまして、一括提案をさせていただきたいというふうに思っております。お手元のほうに付託議案一覧のほうをお配りさせていただいておりますけれども、議案第1号から議案第6号の補正予算と第7号から第12号の当初予算、そして議案第15号、17号、20号の15議案を予算特別委員会へ付託を予定させていただいております。

次に、日程第21から最終の日程第43までの条例制定2議案、条例改正10議案、また、指定管理者の指定の10議案と土地改良事業の実施につきまして、合計23議案につきまして一括提案を予定させていただいております。

もう一度付託議案一覧をごらんいただきたいというふうに思いますけれども、議案第14号、16、25、26、28、そして30から38号までの14議案は総務建設常任委員会へ付託を予定させていただいております。また、裏面になりますけれども、議案第13号、18号、19号、21号、22、23、24、27号、29号の9議案を文教厚生常任委員会へ付託を予定させていただいております。いずれにつきましても、付託前質疑後、委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

なお、ここでちょっと付託前質疑についてちょっと協議をいただきたいというふうに

考えております。

これまで、今まで付託前質疑につきましては、1議題ごとに例えば「議案第1号に対する質疑を行います」と、議長のほうから「ございませんか」、それで議員さんのほうから「なし」と。そして、「第1号に対する質疑を終わります」というのを全議案繰り返し行っております。一括議題による方法をとっておりますので、質疑についても1議案ずつ行うのではなく、一括議題とした議案全てに係る質疑をまとめることとしたいというふうに考えております。

うちのほうは委員会中心主義をとっている議会でございますので、一括議題による方法がほかの議会でも多くとられておりますし、本町の議会もその一つであるというふうに考えております。討論とか採決につきましては、別々に行うのが原則であるというふうに言われておりますけれども、付託前質疑につきましては一括でされている議会も多くございますし、議事整理権は議長にございますので問題ないというふうに考えております。そういったことを踏まえて、どうするかということをご相談いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議事日程第1号についての説明は以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今ちょっと事務局のほうからご提案ありましたけれども、要するに付託前の質疑でございますが、今我々の町議会は委員会中心主義で、そういうことになっておりますので、基本的に討論、それから採決はもちろん別々ではございますけれども、質疑については一括という形にしてはどうかと。これの事例というのは、ちょっと調べていただきましたけれども、他でも随分ございますし、特に大きな問題はないだろうというふうに判断をしております、本日の提案につながったわけでございます。皆さん、どうでしょうか。

（「一括でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。申し上げました内容のとおりでございますので、それでは、今事務局から出していただきましたそういう内容で行いたいと思います。それでは、よろしいですか。ほかには特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。それでは、議事日程第1号について終わります。

次に、陳情書についてでございますが、1つは、資料をお渡ししておりますけれども、平成30年度給与所得等に係る市町村民税、それから府民税特別徴収税額の決定、そし

て変更通知、（特別徴収義務者用）ということでございますけれども、への個人番号記載の中止を求める陳情書ということで、昨年は2月28日に提出されて、6月の定例会において議場配付したところでございますけれども、今年度もこういう形で出てまいりました。

ただ、情報としては他でも同じような対応をしている部分がございますので、申し上げておきますと、この個人番号の記載については、国のほうから当面しなくてもよいというような形で出ておきまして、我々もこういう形の中で対応をできればしたいなということでございます。

もう一点につきましては、臓器移植の環境整備を求める意見書の要請という、まあまあ陳情でございますが、文言は意見書の要請というこの内容でございます。

この2点について、どう対応するのかご検討願いたいというふうに思います。

（「議場配付でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。どうでしょうか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。それでは、議場配付ということにさせていただきたいというふうに思います。

それでは次に、行政諸報告についてでございますが、全員協議会での報告内容について行いたいというふうに思います。

久野村部長、どうですか。総務部長。

○総務部長（久野村観光） よろしく申し上げます。

3月5日開会日の散会後の全協でございますが、人権擁護委員のほうの説明等をさせていただくところになっておりますが、そのときにあわせて全協の中で建設工事等の随意契約、いつも報告させていただいております1,000万円以上のご報告をさせていただけたらと考えております。それとあわせまして、前回の全協でご説明させていただきました第6次行政改革大綱実施計画（案）につきまして配付をさせていただくという形の取り組みだけをさせていただけたらと思っております。

最終の29日の最終日の全協につきましては、毎年ご報告させていただいております人事異動の骨子等につきましてのご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） いいですか。

ございましたように、いつも出していただいておりますが、建設工事等の請負契約に

ついて1,000万円以上、それから第6次の行政改革の大綱実施計画（案）については12月に議論をしている内容でございまして、配付のみということで一応出させていただきます。それから、29日については人事異動の骨子についてということでございます。

ただいまの行政報告につきましては、開会日の3月5日の全協では建設工事等の契約状況について、最終日の3月29日の全協では人事異動の骨子について報告を願うこととしたいと思います。

また、議会側から3月5日開会日の全員協議会で城南衛生管理組合の議会、後期高齢者医療広域連合議会、それから地方税機構広域連合議会の報告を予定いたしております。

その他でございますが、一般質問の受け付けは明日、あす午前8時30分から28日の水曜日の午後5時というふうになっております。抽せんにつきましては、28日の2日目の午前9時に行いたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、当初日程に予定しておりませんでした。新名神高速道路建設に関する特別委員会を予算特別委員会終了後、開催予定とさせていただきます。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

そして、3月5日開会日散会后、全員協議会終了後に議員の協議会を予定しております。2月12日に開催をいたしました住民と議会の懇談会についてまとめ、協議なり反省なり、この辺の報告をさせていただきたいと思っておりますし、またご意見を頂戴したいというふうに思っております。

また、3月の定例会中の駐車場の利用についてでございますが、ご承知のように、2月16日から3月15日は確定申告の期間中でもございます。かなり飽和状態にございます。昨年同様、議員の方にもご協力をお願いしたいと考えておりますので、特に近く、郷之口なり荒木の議員については徒歩でお願いをしたいと思います。その他の議員につきましては、地名で郷之口の川東の職員駐車場、そこにありますけれども、駐車させていただきたいと考えております。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの行政諸報告で1点、以前から小中一貫の施設一体型のスケジュールを29年度中に示すということをおっしゃって、昨年度29年度最終日の全協で小中一貫の方向性を報告されたと思うんですよ。その辺は、例えば最終日の全協でそのことが触れられへんかったんですけども、そこらどうなっているんですか。

○委員長（松本健治） 総務部長。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

今谷口委員さんからの小中一貫に関しましては、まずは所管常任委員会のほうでという形で教育のほうから聞いておりますので、今回の全協の報告事項からはご説明させていただいてないところがございますので、そのような取り扱いになると教育委員会のほうから聞いておるところでございます。

○委員長（松本健治） それでは、今度の文厚の常任委員会であるということですか。谷口委員。

○委員（谷口 整） いや、それも私のほうから提案をしたんで、去年は唐突に文教厚生常任委員会で報告されずに全員協議会の場でいきなり話が出てきたんで、そのやり方はおかしいやろうと。だから当然、所管の常任委員会にまず報告をしてもらう。それで、去年のように全員に聞いといてもらわんなんという必要性があるならば、全員協議会にまたかけてもらったらどうやというふうに言うたんでね。常任委員会に先に報告してもらうのは、それはそれでいいんですけども、全員協議会には、もうことは報告しないということかというを聞いたかったんです。

○委員長（松本健治） 総務部長。

○総務部長（久野村観光） どうもすみません、言葉足らずで。まずは所管の常任委員会等でご説明をさせていただく中で、その協議が整う場合については、また全員協議会という形で昨年度報告させていただいた内容のものになるのか、最終、私、また教育委員会と詰めさせていただく中で全員協の案件につきましては、多分最終日になろうかと思っておりますので、その協議、常任委員会の報告の内容等も調整させていただく中で、また諸報告等に上げさせていただくかどうかは、教育委員会との最終の調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうですか。いいですか。

○委員（谷口 整） はい。

○委員長（松本健治） それでは、今後の予定に入りたいと思いますが、3月28日水曜日でございますけれども、14時から議会運営委員会を開催する予定としております。よろしく願いしたいと思います。

その他、3月定例会について何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。それでは、これで終了いたします。

日程第2、その他でございますが、何かございましたらご発言を願いたいと思っております。よろしいですか。はい、今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、追跡調査ですけれども、9月議会に出された調査依頼がもう返っているんですか。議運までじゃなかったでしたか。

○委員長（松本健治） 事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 前、こういう提案をいただきまして、そのときに既にもう出していました。そのときに、いついつまでに返してくださいというふうな回答が3月の定例会開会までにということで、この間ご説明させていただいた、既にその状態で行っていましたので、次のときからは議運までに返ってくるというふうになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 今度の3月の場合まで前回と同じような扱いで、その次の。

（「この間のやつは次は大丈夫ですと、この間のやつはね」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） うん、だから、そうそう。同じような扱いでいくけれども、次の分については、この議運の前までに出すということやね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） そういうことです。はい、そういうことです。では、よろしゅうございますか。

それでは、広報編集委員会の開催は最終日に予定をされていることをご報告しておきます。

一応これもちまして第1回の定例会の議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 0時23分



宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治